

6・4 国際コンテナ規格等

6・4・1 ISO／TC104(貨物コンテナ)に関する対応

1. ISO の概要

ISO(International Organization for Standardization:国際標準化機構)は、昭和 22(1947)年に設立された全世界的な非政府機構(本部:ジュネーブ)であり、国際連合および国連専門機関等における諮問組織的地位を有している。

ISO には各国毎に代表的標準化機関1機関のみが参加可能であり、約 140 カ国の参加国から成り立っている。製品やサービスの国際交流の容易化、知的、科学的、経済的活動分野における国際間協力の促進を目的とし、分野別に約 190 の専門委員会(Technical Committee＝TC)が設置され、審議を行っている。

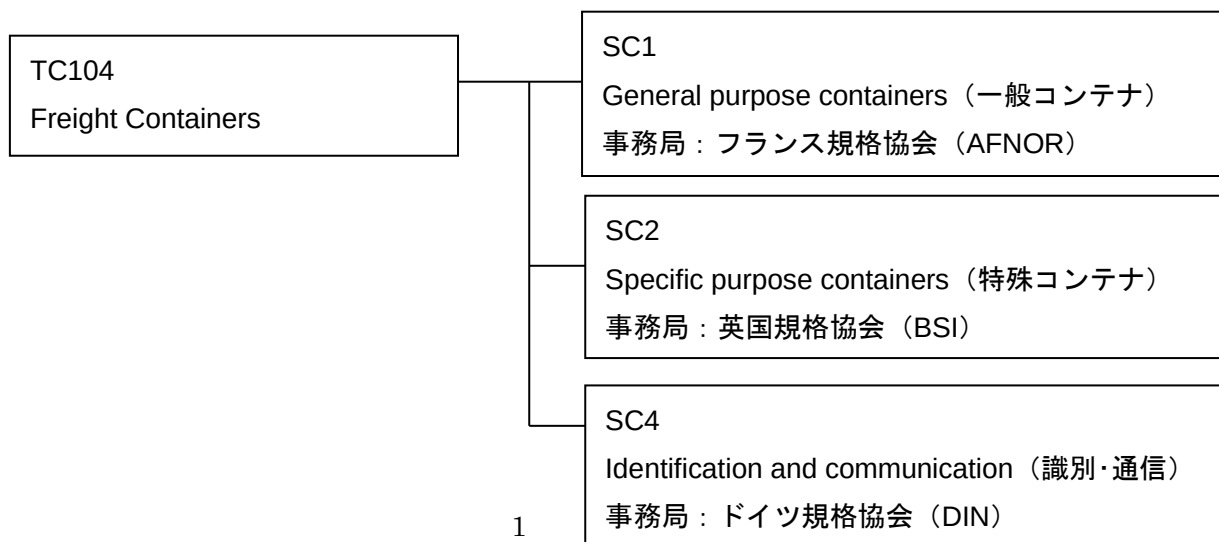
なお、わが国からは、閣議了解に基づき昭和 27(1952)年 4 月 15 日以来「日本工業標準調査会 (Japanese Industrial Standards Committee＝JISC)」(事務局:経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット)が参画している。

2. ISO／TC104(貨物コンテナ)の概要について

当協会は、JISC の承認の下、ISO の中で 104 番目に設置された専門委員会である ISO/TC104 の国内審議団体を引き受けている。TC104 は 29 カ国の正式加盟国(いわゆる P メンバー:業務に積極的に参画し、規格投票に対する債務および可能な限り会議に参加するメンバー。)および 25 カ国のオブザーバー加盟国(いわゆる O メンバー:オブザーバーとして業務に参画するメンバー。意見提出、会議出席も権利を有する)にて構成され、貨物コンテナ、特に海上コンテナに関する専門用語の定義、仕様、試験方法および付番等に関する標準化を審議している。

TC104 の傘下には現在、3 つの SC(Sub Committee1,2,4)があり、更にその下部組織として WG(Working Group)がある。

ISO／TC104 組織図



3. ISO/TC104 における当協会の役割

当協会は平成 10(1998)年 4 月以降、ISO/TC104 にかかわる国内審議団体事務局を行っており、「ISO コンテナ委員会」にてその審議がなされている。メンバーは、コンテナを使用する当協会加盟船社 3 社を中心として、コンテナやコンテナ関連機器製造メーカーおよび関係省庁担当で構成されている。会合は案件に応じて適宜開催され、関連省庁、関係団体等からの意見照会、調査協力、規格案投票等に対応している。平成 26(2014)年も主として各 SC/WG が管掌する既存の規格の Systematic Review が行われた。また、当委員会委員長は JISC 物流技術専門委員会に参画しており、工業標準に係る調査審議に対応している。

6・4・2 国際貨物コンテナ所有者コード管理業務

ISO6346(Freight containers - Coding, identification and marking:コンテナの共通識別コードの規格)では、コンテナの識別に必要な措置として所有者コード等の付番を義務付けており、所有者コードについては、その登録を国際登録機関である BIC (Bureau International des Containers:本部パリ)に対して行わなければならない旨定めている。当協会は、ISO コンテナ委員会業務に関連し、BIC の日本の登録機関 NRO (National Register Organization)として、日本での国際貨物コンテナ所有者コードの登録、問い合わせの窓口を担当し、国際貨物コンテナ所有者コードの円滑な管理に努めている。